○道路位置指定申請条件（基本事項）

１　都市計画で定められた都市計画区域の市街化区域内で１，０００㎡未満の開発行為
（区域区分が定められていない都市計画区域の場合は３，０００㎡未満の開発行為）
（市街化調整区域内の場合、道路位置指定は行えません。開発許可が必要となります）

２　道路位置の指定予定地は必ず『分筆』をすること

３　道路位置の指定予定地は道路幅員（有効幅員）を４ｍ以上とし、その両端を他の道路（法第４２条に規定する道路）に接道すること。袋路状道路の場合、延長（申請道路が既存の幅員６メートル未満の袋路状道路に接続する場合にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの延長を含む）は３５ｍ以下（以上については３５ｍ以内ごとに回転広場及び終端広場を設け７０ｍ以下とすること）。

４　道路位置の指定予定地と道路との間に水路等がある場合は、当該管理者の「占用許可」をとること。

５　道路位置の指定予定地と接道との交差部には、必ず「すみ切り（２ｍ×２ｍ）」を設けること。

６　排水施設を有し、かつアスファルト舗装を施工すること。（開発区域外の排水施設に有効に接続すること。接続に際し必要となる管理者の許可等を取得すること）
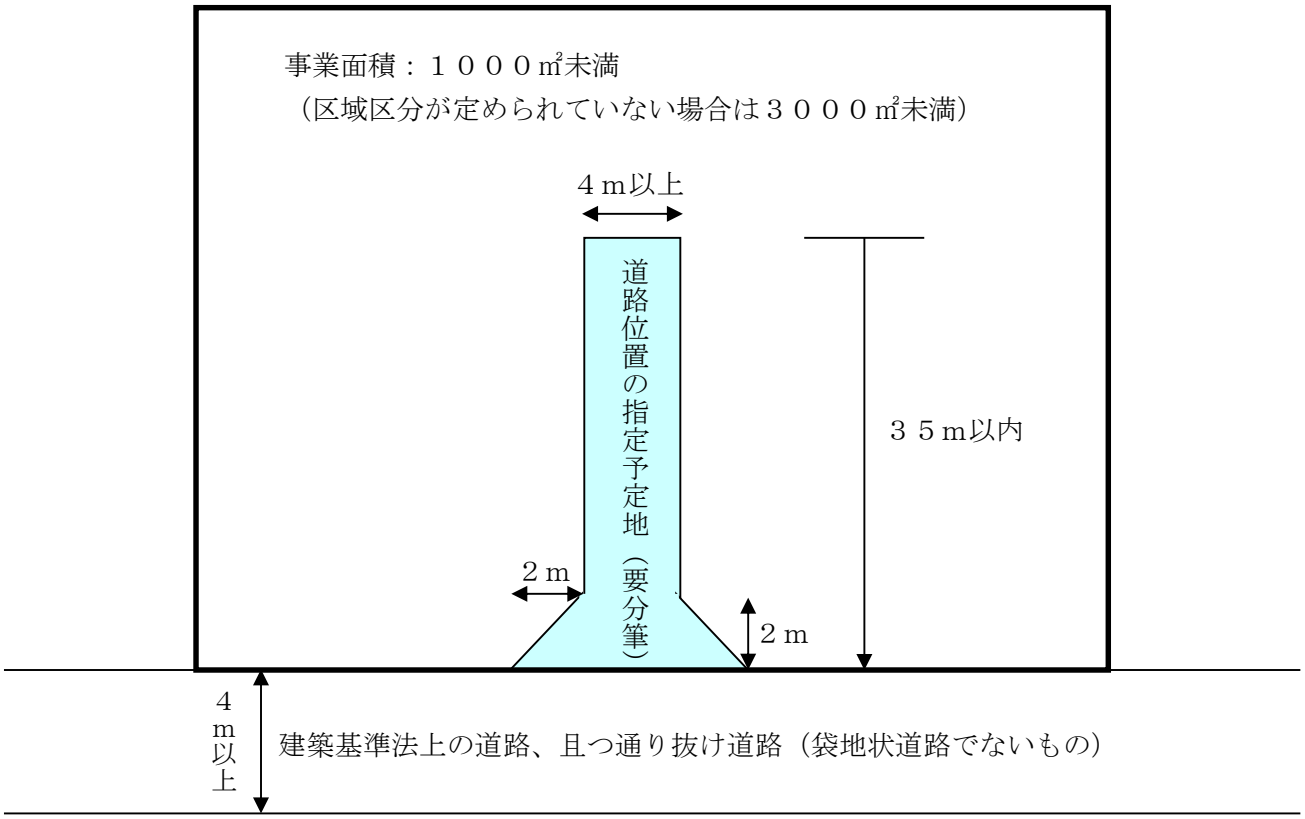
７　その他、細かな基準や個別具体的な取扱いについては、土地利用計画図等を基にお問合せください。群馬県建築基準法例規・事例集（群馬県）、高崎市建築基準法施行細則、宅地造成等規制法に基づく宅地造成の手引き（高崎市建設部開発指導課）等を基に取扱いについてご回答いたします。